

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年1月14日
【四半期会計期間】	第53期第3四半期（自平成25年9月1日至平成25年11月30日）
【会社名】	株式会社アークス
【英訳名】	ARCS COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 清
【本店の所在の場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第3四半期連結 累計期間	第53期 第3四半期連結 累計期間	第52期
会計期間	自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日	自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日
売上高(百万円)	317,675	336,654	433,992
経常利益(百万円)	10,192	9,747	14,513
四半期(当期)純利益(百万円)	6,270	4,384	8,253
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	6,301	4,535	8,437
純資産額(百万円)	103,644	108,057	105,779
総資産額(百万円)	176,512	179,689	174,443
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	118.64	79.68	154.60
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	58.7	60.1	60.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	9,067	10,955	11,302
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	456	2,977	1,694
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,892	3,111	6,715
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	20,728	23,856	18,989

回次	第52期 第3四半期連結 会計期間	第53期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日	自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	44.18	24.12

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの項目番号に対応しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(7) 公正取引委員会の立入検査について

当社の連結子会社である㈱ラルズは、公正取引委員会より、平成25年7月3日付で、独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）等に該当する行為を行っていたとして、排除措置命令及び12億87百万円の課徴金納付命令を受けております。

なお、当該課徴金については、独占禁止法の規定に基づき、平成25年7月25日に公正取引委員会に対して審判を請求し、現在審判手続き中であります。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年11月30日）におけるわが国経済は、政府の経済政策への期待感から国内景気は緩やかに回復傾向にあるという見方があるものの、円安による輸入価格の上昇や、所得環境の改善の遅れなど、依然として、先行き不透明な状況が続いてまいりました。

当社グループの主力事業である食品小売業界におきましても、引き続き不安定な雇用環境、電気料金の値上げや消費税増税などによる家計負担増加への懸念から、消費者の生活防衛意識や節約志向が一段と強まっております。また、同業各社による価格競争や異業種間の競争もますます激化しており、経営環境は引き続き厳しい状況で推移してまいりました。

このような状況のなか、当社グループは、今後の経営環境の変化に対応すべく「創発的破壊で成長を加速し 地域密着を基に 最強の連峰経営を築く」を方針として掲げ、市場シェアの更なる拡大と企業価値の向上を目指して各種施策に取り組んでまいりました。経営体制の強化として、組織変更により体制面での整備・拡充を図った他、委員会・プロジェクトを新設・改編し、グループ共通の課題解決に取り組んでまいりました。また、今後の積極的な営業活動に向けて、スケールメリットを活かした商品調達の取組みや、多様な販売チャネル開発を始めとする新規事業の研究を開始いたしました。

営業面では、平成25年11月にアークスRARAカードの東北地区への導入を完了し、㈱ユニバース、㈱ジョイスにおいて、クレジット機能及びプリペイド機能を搭載したグループ統一のポイントカードのご利用が可能となり、お客様の利便性が向上いたしました。今後はグループ各社の販売データの共有、分析、活用などの取り組みを進めてまいります。東北地区では8月のアークスRARAカード導入開始以来、約60万人の入会申し込みがあり、北海道内と合わせて当第3四半期連結会計期間末現在で240万人に迫る入会者数となりました。

店舗投資については、多様化するお客様ニーズと競争環境に対応するため、店舗への投資を積極的に進め、新規出店3店舗、移転新築3店舗、業態変更を含めた改装7店舗、閉鎖2店舗を実施いたしました。

新規出店は、平成25年4月に北海道内で3店舗目となる「カインズホームFC星置店（札幌市）」（運営会社㈱エルディ）、「ジョイス盛岡西バイパス店（岩手県盛岡市）」（運営会社㈱ジョイス）、同年7月には「ユニバース青柳店（青森県青森市）」（運営会社㈱ユニバース）をそれぞれ開店いたしました。

また、既存店では、地域のライフラインの役割を果たすため、平成25年11月に「スーパーチェーンふじ上富良野店（北海道空知郡）」（運営会社㈱道北アークス）が同一商圏内で他社から譲受した店舗に移転し、売場面積を拡大して品揃えの拡充を図りました。また、同月に北海道芦別市において、㈱ラルズが運営し衣料品を取扱う「ラルズプラザ芦別店」の建物内に、㈱道北アークスが運営し食品と日用品を取扱う「ラルズマート芦別店」が移転し、子会社2社が同一建物内でそれぞれ営業することにより、お客様の利便性向上とグループの経営効率向上の両立を図りました。その他、幅広い世帯を意識した品揃えや、出来立て・簡便商品の充実を図るため、札幌市内で㈱ラルズが運営する「ビッグハウス」2店舗を「スーパーアークス」へ業態変更を実施するなど5店舗の改装を行いました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末現在の当社グループの総店舗数は291店舗となりました。

店舗運営については、グループ各社が生鮮食品を中心に売場の改善を図った結果、当第3四半期連結会計期間（平成25年9月1日から平成25年11月30日）の売上高及び経常利益は前年同期を上回って推移いたしました。

その他、平成25年11月には、地域活性化の取り組みとして、平成28年に予定されている北海道新幹線開業を見据え、地元金融機関等と連携し、青函圏の「食と観光」活性化支援に取り組むことを発表いたしました。

以上の取り組みの結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高3,366億54百万円（対前年同期比6.0%増）となりましたが、店舗競争力強化のための新規出店及び既存店の改装投資を積極的に進めた結果、営業利益88億31百万円（対前年同期比6.2%減）、経常利益97億47百万円（対前年同期比4.4%減）となりました。

四半期純利益につきましては、当社子会社である㈱ラルズが公正取引委員会に対して納付した課徴金12億87百万円を特別損失に計上したことなどにより、43億84百万円（対前年同期比30.1%減）となりました。当該課徴金等については、独占禁止法の規定に基づき、平成25年7月25日に公正取引委員会に対して審判を請求し、現在審判手続き中であります。

なお、当社グループの経営効率の向上を図ることを目的として、平成25年12月1日付で当社子会社である㈱エルディと㈱ライフポートを合併いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して48億67百万円増加し、238億56百万円（対前年同期末比では31億28百万円の増加）となりました。当第3四半期連結累計期間における連結キャッシュ・フローの各々の状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益82億59百万円、減価償却費38億26百万円、仕入債務の増加額35億55百万円、及び法人税等の支払額65億63百万円などにより、109億55百万円の収入（対前年同期比では18億87百万円の収入増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として新規出店や店舗改装に伴う有形固定資産の取得による支出29億5百万円などにより、29億77百万円の支出（対前年同期比では34億33百万円の支出増加）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純減少額6億40百万円、長期借入れによる収入50億円、長期借入金の返済による支出49億23百万円、配当金の支払額22億18百万円などにより、31億11百万円の支出（対前年同期比では17億81百万円の支出減少）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付等及びこれに類似する行為があった場合においても、これを一概に否定するものではなく、大規模な買付行為や買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付等を意図する者が現れた場合は、当該買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成20年3月17日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決議し、平成23年5月24日開催の第50期定時株主総会において、一部を変更し継続することが承認されております。（以下「本プラン」といいます。）

その概要は以下のとおりです。

a. 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

b. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主評価期間をあわせた期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報のごく一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

d. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

e. 本プランの有効期間等

本プランは、株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成26年5月31日までに開催予定の当社第53期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、株主総会において継続が承認され発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

本プランの合理性について

本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、株主意思を反映するものであること、独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと等、株式会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

なお、当社では取締役解任決議要件につきまして、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年1月14日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	55,591,438	55,591,438	東京証券取引所 市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数 100株
計	55,591,438	55,591,438	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年9月1日～ 平成25年11月30日	-	55,591,438	-	20,000	-	30,386

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年11月30日現在

区 分	株式数（株）	議決権の数（個）	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 564,200 （相互保有株式） 普通株式 3,800	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 54,812,500	548,125	-
単元未満株式	普通株式 210,938	-	-
発行済株式総数	55,591,438	-	-
総株主の議決権	-	548,125	-

（注）上記「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義のうち名義書換失念株式5,900株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式における名義書換失念株式に係る議決権の数59個が含まれております。

【自己株式等】

平成25年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数 の合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式） ㈱アークス	札幌市中央区南十三条 西十一丁目2-32	564,200	-	564,200	1.01
（相互保有株式） ㈱北海道シジシー	札幌市豊平区平岸三条 七丁目9-6	3,800	-	3,800	0.00
計	-	568,000	-	568,000	1.02

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年9月1日から平成25年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,261	26,171
受取手形及び売掛金	1,922	2,471
たな卸資産	12,390	13,660
未収入金	4,143	3,447
繰延税金資産	1,597	1,582
その他	1,459	1,728
貸倒引当金	8	8
流動資産合計	42,766	49,052
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	40,277	38,999
土地	60,614	61,037
リース資産(純額)	1,583	2,100
その他(純額)	3,284	3,425
有形固定資産合計	105,759	105,562
無形固定資産		
のれん	904	490
ソフトウェア	808	786
その他	341	313
無形固定資産合計	2,054	1,589
投資その他の資産		
投資有価証券	2,787	3,126
敷金及び保証金	15,380	14,800
繰延税金資産	4,159	4,074
その他	1,907	1,853
貸倒引当金	371	371
投資その他の資産合計	23,862	23,484
固定資産合計	131,677	130,636
資産合計	174,443	179,689

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	23,790	27,346
短期借入金	10,261	6,353
リース債務	333	417
未払金	4,933	5,162
未払費用	2,278	2,607
未払法人税等	3,500	906
未払消費税等	619	648
賞与引当金	1,990	3,059
ポイント引当金	515	588
その他	1,630	2,352
流動負債合計	49,853	49,442
固定負債		
長期借入金	4,204	7,550
リース債務	1,382	1,858
退職給付引当金	3,217	3,253
長期預り保証金	6,431	5,988
資産除去債務	2,161	2,207
その他	1,412	1,333
固定負債合計	18,810	22,190
負債合計	68,664	71,632
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	20,683	20,683
利益剰余金	65,595	67,723
自己株式	639	642
株主資本合計	105,638	107,764
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	141	292
その他の包括利益累計額合計	141	292
純資産合計	105,779	108,057
負債純資産合計	174,443	179,689

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
売上高	317,675	336,654
売上原価	242,726	256,681
売上総利益	74,948	79,972
販売費及び一般管理費		
宣伝装飾費	3,919	4,186
店舗賃借料	4,850	5,225
ポイント引当金繰入額	2,746	2,688
給料及び手当	24,713	27,381
賞与引当金繰入額	3,235	3,412
退職給付費用	699	793
水道光熱費	4,975	5,590
租税公課	1,351	1,445
減価償却費	3,561	3,826
のれん償却額	444	414
その他	15,032	16,176
販売費及び一般管理費合計	65,531	71,141
営業利益	9,417	8,831
営業外収益		
受取利息	62	67
受取配当金	38	51
業務受託料	340	341
その他	489	647
営業外収益合計	931	1,108
営業外費用		
支払利息	106	150
その他	50	41
営業外費用合計	157	191
経常利益	10,192	9,747
特別利益		
受取補償金	¹ 24	-
負ののれん発生益	1,023	-
その他	3	3
特別利益合計	1,050	3
特別損失		
固定資産除売却損	77	115
投資有価証券評価損	184	-
店舗閉鎖損失	7	37
課徴金	-	² 1,287
その他	43	51
特別損失合計	312	1,492
税金等調整前四半期純利益	10,930	8,259
法人税等	4,659	3,874
少数株主損益調整前四半期純利益	6,270	4,384

四半期純利益

6,270

4,384

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,270	4,384
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	31	151
その他の包括利益合計	31	151
四半期包括利益	6,301	4,535
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,301	4,535
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	10,930	8,259
減価償却費	3,561	3,826
負ののれん発生益	1,023	-
のれん償却額	444	414
受取利息及び受取配当金	101	119
支払利息	106	150
課徴金	-	1,287
賞与引当金の増減額(は減少)	941	1,069
ポイント引当金の増減額(は減少)	217	73
売上債権の増減額(は増加)	275	548
たな卸資産の増減額(は増加)	1,255	1,269
仕入債務の増減額(は減少)	257	3,555
その他	2,211	2,152
小計	15,500	18,851
利息及び配当金の受取額	71	90
利息の支払額	85	135
課徴金の支払額	-	1,287
法人税等の支払額	6,418	6,563
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,067	10,955
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,983	2,905
無形固定資産の純増減額(は増加)	102	193
差入保証金の差入による支出	423	238
差入保証金の回収による収入	753	853
預り保証金の受入による収入	84	174
預り保証金の返還による支出	501	699
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	2,892	-
その他	263	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	456	2,977
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	620	640
長期借入れによる収入	100	5,000
長期借入金の返済による支出	3,464	4,923
自己株式の取得による支出	6	2
配当金の支払額	1,939	2,218
その他	202	326
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,892	3,111
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,631	4,867
現金及び現金同等物の期首残高	16,096	18,989
現金及び現金同等物の四半期末残高	20,728	23,856

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
1 受取補償金	店舗の敷地の一部について、北海道を区分地上権者とする区分地上権設定契約による補償金であります。	
2 課徴金		<p>当社の連結子会社である(株)ラルズは、公正取引委員会より、平成25年7月3日付で、独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)に該当し、同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。</p> <p>その後、その内容を十分に精査し対応を検討した結果、当第3四半期連結累計期間において、当該課徴金納付額12億87百万円を特別損失として計上しております。</p> <p>なお、平成25年7月16日に両命令について、公正取引委員会に対し、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき審判を請求することを決定し、同年7月25日付で審判請求をいたしました。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)
現金及び預金	22,233 百万円	26,171 百万円
有価証券(現金同等物)	3 "	3 "
預入期間が3か月を超える定期預金	1,508 "	2,318 "
現金及び現金同等物	20,728 百万円	23,856 百万円

(株主資本等関係)

・前第3四半期連結累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月29日 定時株主総会	普通株式	983	19	平成24年2月29日	平成24年5月30日	利益剰余金
平成24年10月12日 取締役会	普通株式	983	19	平成24年8月31日	平成24年11月7日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

・当第3四半期連結累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月23日 定時株主総会	普通株式	1,155	21	平成25年2月28日	平成25年5月24日	利益剰余金
平成25年10月15日 取締役会	普通株式	1,100	20	平成25年8月31日	平成25年11月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

・前第3四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他(注)	合計
	小売事業		
売上高			
外部顧客への売上高	316,604	1,071	317,675
セグメント間の内部売上高又は振替高	563	1,296	1,859
計	317,167	2,367	319,535
セグメント利益	10,638	221	10,860

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、観光事業、ビルメンテナンス事業及び保険代理業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益の金額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	10,638
「その他」の区分の利益	221
のれん償却額	444
全社費用等(注)	223
四半期連結損益計算書の経常利益	10,192

(注)全社費用等は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

・当第3四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他(注)	合計
	小売事業		
売上高			
外部顧客への売上高	335,746	908	336,654
セグメント間の内部売上高又は振替高	544	1,374	1,919
計	336,290	2,283	338,574
セグメント利益	10,206	196	10,402

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、観光事業、ビルメンテナンス事業及び保険代理業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益の金額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	10,206
「その他」の区分の利益	196
のれん償却額	414
全社費用等(注)	240
四半期連結損益計算書の経常利益	9,747

(注)全社費用等は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	118円64銭	79円68銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	6,270	4,384
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	6,270	4,384
普通株式の期中平均株式数(株)	52,852,380	55,025,590

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 平成25年10月15日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額 1,100百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 20円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年11月6日

(注) 平成25年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

(2) 当社の連結子会社である㈱ラルズは、公正取引委員会より、平成25年7月3日付で、独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)に該当し、同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

その後、その内容を十分に精査し対応を検討した結果、当第3四半期連結累計期間において、当該課徴金納付額12億87百万円を特別損失として計上しております。

なお、当該課徴金については、独占禁止法の規定に基づき、平成25年7月25日に公正取引委員会に対して審判を請求し、現在審判手続き中であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 1月14日

株式会社アークス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関谷 靖夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大森 茂伸	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池内 基明	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板垣 博靖	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年9月1日から平成25年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アークス及び連結子会社の平成25年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。